

2022年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

2022年12月19日（月）

愛知県障害者施策審議会

2022年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2022年12月19日（月） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

愛知県自治センター6階 602・603会議室

3 出席者

岩田委員、江崎委員、榎本委員、柏倉委員、糟谷委員、加藤（歩）委員、加藤（勝）委員、加藤（光）委員、亀沖委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員、高橋委員、辻委員、長坂委員、永田委員（会長）、古家委員、水野委員、森委員【途中退席】、吉田委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 平野担当課長

定刻より、少し早いですが、皆さんそろわれましたので、ただいまから始めたいと思います。

ただいまから、2022年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。私は、障害福祉課担当課長の平野と申します。議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、橋本福祉局長からご挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

橋本福祉局長

皆さん、こんにちは。愛知県福祉局長の橋本でございます。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、愛知県障害者施策審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

当審議会につきましては、今年度第2回の開催となります。感染症予防対策を徹底いたしまして、対面及び一部Webによる開催とさせていただきました。

本日は次第にありますように、議題が2件とその他報告事項が1件ございます。

議題1は、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて、国の方で基本方針案が取りまとめられまし

たので、これをふまえた県条例の見直しの進め方をご審議いただきます。

議題2は、次期障害福祉計画の策定に向けて、令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査を行いますので、その内容について御意見をいただければと思います。

また、今月1日に東海市に重心施設にじいろのいえが開所しました。この重症心身障害児者施設の整備について、報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

6 定足数確認

障害福祉課 平野担当課長

では議事に入る前に、事務局より若干ご連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。本日は委員20名全員出席されておられますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 平野担当課長

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。12月5日月曜日から、県のホームページで審議会の開催のお知らせをしておりますが、本日の傍聴はございません。

8 資料確認等

障害福祉課 平野担当課長

次に、事前に皆様にお送りしております。本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例と運営要領でございます。続いて、A3の資料1-1、1-2、資料2、資料3、参考資料で1でございます。また、本日机上配布をさせていただいた資料がございます。議題1愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについての参考資料としまして、内閣府が12月15日に開始をしました意見募集、パブリックコメントの資料を机上に配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

以上となりますが資料の不足等はありませんでしょうか。

9 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 平野担当課長

ありがとうございます。

それでは会議の進行について説明をさせていただきます。

本施策審議会は、対面及びWeb開催としておりまして、岩田委員、糟谷委員及び森委員はリモートでの参加でいらっしゃいます。なお、森委員は所用により2時20分までの参加と伺っております。スムーズな会議進行のために、Webにてご参加の委員につきましては、ご発言については、事前にお配りしております。Web会議によるリモート開催における発言方法について、をお守りいただきますようご協力をお願いいたします。

ここでお願いがございます。本日の会議では、手話通訳の方にご協力をいただきながら、進行してまいります。各委員におかれましては、ご発言にあたりまして、マイクをご利用いただきまして、ゆっくりと大きな声でお名前とご所属をおっしゃっていただいてからご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくようお願いいたします。

10 会長挨拶

永田会長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、障害者施策審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今回は今年度2回目の審議会となります。

内容は、先ほど橋本福祉局長からのご挨拶にありましたように、議題が2件にその他報告事項が1件ございまして、いずれも重要な内容となっております。

限られた時間ではありますが、積極的に、また、要点を絞ってご発言をお願いしたいと思います。円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、委員の皆様方には、言葉や内容について、わかりにくいところがあれば手を挙げるなどをしていただき、ご質問いただきたいと思います。また、遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますよう、よろしくようお願いいたします。それでは簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

では、着座にて進行をさせていただきます。

11 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を二名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、鈴木委員と加藤勝委員にお願いできればと思っております。

どうぞよろしくようお願いいたします。

12 事務連絡

永田会長

では次第に従って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は、午後3時を予定しておりますので、ご協力よろしくようお願いいたします。

13 議題1 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

永田会長

それでは議題の1番目「愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて」ご審議いただきたいと思います。ではまず事務局よりご説明の方よろしくようお願いいたします。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課業務・調整グループの矢ノ口と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議題1の愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについての説明をさせていただきます。

まず資料1-1をご覧ください。

愛知県障害者差別解消推進条例見直しについて、でございます。

まず、1 法改正についてのうち、1の国における検討状況から、3の施行期日につきましては、第1回愛知県障害者施策審議会でもご説明させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

次に、4の基本方針の改定につきましては、令和4年11月14日に国において審議されておりました基本方針改定に係る委員会案が取りまとめられました。

12月15日から令和5年1月13日までパブリックコメントの募集が実施されており、本日、追加資料として、各委員の机の上に置かせていただいております。先にお配りしました委員会案からは、軽微な加筆修正となっております。

パブリックコメント等の手続きを経た後は、年度内に基本方針が閣議決定される予定となっております。

ここで参考資料の1をご覧ください。

この資料とパブリックコメントの資料はほぼ内容が同じですので、参考資料によりご説明をしたいと思います。基本方針の委員会案の新旧対照表となっております。

主な改定点といたしましては、3ページの上段でございますが、「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」、ちょっとタイトルが長いんですが、その中の1番の「法の対象範囲」に、高次脳機能障害と難病等に起因する障害を含むように明記されております。

次に、12ページの下段となります。

ここに「第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項」というのがありまして、その中で、相談体制の基本的な考え方や人材の確保、育成が新たに盛り込まれております。

その他に、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の例示が、より具体的に追記されているところでございます。

次に資料1-1に戻っていただきまして、下段の2の条例見直しについてでございます。

県の条例見直しにつきましては、前回の施策審議会において、ワーキンググループの設置の承認をいただいております。11月24日付けで、ワーキンググループを設置したところでございます。

開催時期につきましては、昨年度のワーキンググループの審議を踏まえて、基本方針改定案を参考に見直しを検討することから、令和5年の2月頃の開催を予定しております。

次に資料1-2をご覧ください。

第1回でもご説明しているところですが、設置要領及び構成員名簿になります。

審議会の委員のうち、有識者の方と当事者団体の方、それと審議会の委員以外で、経済団体の方にご就任をいただいております。お引き受けをいただいております。

なお弁護士会様につきましては、昨年度のワーキンググループの委員の徳田先生にご就任をいただいております。

いるところでございます。

なお今後につきましてですが、条例改正とともに、職員対応要領の見直し等を進めていこうと考えております。

議題1につきましての説明は以上になります。

ご審議よろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。ただいまご説明がありました愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて審議を進めていきたいと思っております。

参考資料の方には新旧対照表も出ている形になり一部ご説明をいただきましたけれども、委員の先生方の方からご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

辻委員よろしく願いいたします。

辻委員

愛知障害フォーラム辻です。今回愛知県の障害者差別解消推進条例の見直しということで、今度の愛知県の条例見直しについては、ぜひ各則を入れていただきたいと思っております。

というのも、先週土曜日のお話なんですけども、JR半田駅で私が新幹線の自由席を買いたいということで窓口に行ったところ、売れないっておっしゃったんですね。

というのは、新幹線には自由席の車椅子席がないと。基本的に障害者の車椅子を利用される方は、11号車にある車椅子スペースのところまで切符を買っていただく。そういう対応をしているということで、私はちょっと驚いたんですが、そこで駅員さんと問答してもしょうがないので、よく公共交通機関ではよくこういうことが起きるんですね。駅員さんも別に何か悪気があってやっているわけではなくてただ思い込みの中で、自由席のところは幅が狭いし、車椅子席もないので、車椅子の人は利用できないな。だから車椅子スペースがある指定席を案内しなければならないというふうに解釈をされたのかなと。

そこで今日の朝、障害福祉課の差別解消担当の方にメールをして、そして私が住んでいる美浜町の役場にもメールをさせていただきました。今後、そちらの方で対応いただけるかと思っております。

それこそ公共交通機関や、また地域生活だとか、情報保障だとか、何に重点を置いて、差別をなくしていくのか、県にもかなりの件数がこの2016年から解消法施行されていますが、その辺りで様々な事例が集まっているかと思っております。

それを分野別に分析をして、ぜひ各則を設けていただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

永田会長

はい。ご意見ありがとうございました。

実際には現実の日常的な場面の中で様々なことが起きてるのが現状かなというふうに思います。

各則を作ってくということに関しての検討に関して、事務局の方から何かありますでしょうか。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課矢ノ口です。

条例の中に各則を設けるといふ話になりますと、昨年のワーキングの話の中で、細かい話につきまして、正直どこまで網羅できるかっていう話もあったものですから、JRの話だけでいいのかという話も当然出てくる可能性がございます。条例の中に盛り込む方がいいのかそれ以外のところで、啓発をしっかりとやっていくのかということも含めて検討したいと思います。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

これは前にも議論になったところで、どこまで具体的に書けるのか、具体的に書くことでの難しさも出てくる可能性がありますので、どういう形に落とし込めるのかということについては引き続き検討していく必要があるかと思っております。

ただ、今ご意見がありましたようにいろいろな日常的な場面での対応については、これまでの事案も積み重なってきているというところにはなってくるかと思っておりますので、引き続きという形が可能かということについては検討いただければと思っております。

他ご意見いかがでしょうか。

これまで少し長い間議論してきていろんなご意見をいただいているところで、閣議決定が少し遅れておりますので、少し長い時間かけて愛知県の条例の方は検討できている状況かなというふうに思っております。

はい。辻委員よろしくお願いたします。

辻委員

愛知障害フォーラム辻です。

今回ワーキンググループ1回ということですが、もしわかるのであれば、どういうことを1回のワーキンググループで議題にされようとしているのか。そのあたり内容があればこちらも資料とか準備できるものがあるので、少しわかれば、イメージがあれば教えていただきたい。

永田会長

ありがとうございました。

今年度のワーキング2月に予定される形になるかと思っております。国の方の進捗状況が掴めないところありますが、県の方でワーキンググループでは、次回の議題・審議事項について、この方向でと考えていることがあればご紹介の方お願いたします。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課、矢ノ口です。

基本的には昨年度議論を固めていただきましたものをできるだけ反映していきたいなというふうに考えておまして、さらに今回基本方針、パブリックコメントで1月の中旬まで受け付けたご意見をどれだけ反映されるかっていうのもまだわからないんですけど、そういったものが反映できるようでしたら条例に組み込める内容があるかどうかというのを検討していこうかと思っております。

永田会長

辻委員お願いいたします。

辻委員

先ほど矢ノ口さんから職員対応要領を見直すというお話があったと思うんですけども、それもワーキンググループの議題に入る感じでしょうか。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課、矢ノ口です。

基本的に職員対応要領は、県の職員の対応をどうするかというものなので、審議会で審議するものなのかと考えていますが、少なくとも改定するものにつきましては審議会で告示することは必要だろうと思っております。ですから今回のワーキンググループの議題としては考えておりません。

永田会長

ありがとうございました。

おそらく、今後の県職員の方の方向性を示すものになっていくということがあるので、共有できるところについてはご報告いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか。

おそらくこれから具体的に条例案が出てきたところで、また比較いただきながらということになってくるかと思っております。

国の方の、今回出されました基本方針の改定案、また、パブリックコメントを経て、今までの議論を踏まえての条例の再度検討ということになってくるかと思っておりますので、2月に行われますワーキングの方で、パブリックコメントも含めて、検討させていただき、次回の審議会でまた改めてご提示するという事になってくると思います。

よろしかったでしょうか。

では一旦次の議題に移らせていただいて、再度、最後にもう一度何かありましたらから追加でコメントいただければと思います。

14 議題2 令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について

永田会長

それでは続きまして議題の2番目「令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について」ご審議いただければと思います。それでは事務局の方よりご説明をお願いいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ 石野課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの石野と申します。座らせて説明させていただきます。

私から議題2の令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について、説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。まず、調査の実施方針であります。

この調査は、前回は令和元年度に、第 6 期障害福祉計画の策定にあたり、福祉施設に入所されている方の、地域生活移行に関するニーズを把握し、計画に反映するために実施いたしました。

来年度の 3 月、令和 6 年 3 月策定予定の第 7 期障害福祉計画の検討にあたって、再度同様の調査を行う予定としております。

お手元の実施方針にあります、「3 の実施主体」ですが、この調査は愛知県と名古屋市で共同で実施します。

「4 の調査対象施設」は、県内 70 施設を対象としております。

「5 の調査対象者」は、調査基準日に対象の施設に入所中の方であって、県内の市町村で支給決定を受けている方全員を対象とします。

「6 の調査基準日」は、令和 5 年 3 月 1 日としております。

続きまして、資料右側の「10 今後の検討予定」をご覧ください。

まず 10 月 28 日に愛知県自立支援協議会地域生活移行推進部会を開催しまして、部会の検討事項として、本調査の調査票等について検討を行いました。なお、その結果を踏まえて、12 月 5 日付けで愛知県障害者自立支援協議会の委員に、意見照会をさせていただいているところでありまして、本日、この場でもご報告させていただきます。

2 月の地域生活移行推進部会で最終の調整を行いまして、2 月中旬に調査票の発送を予定しております。なお、対象施設に送る調査票の最終版につきましては、次回の審議会でご報告させていただきますので、ここに記載の報告は、調査結果ではございませんので、ご了承をお願いいたします。

次に、調査票につきましては、次のページからでございます。

前回調査との調査項目等の変更点につきましては、この調査表の下に添付してございます新旧対照表がございますので、ご確認ください。

主な変更点をかいつまんで申し上げます。

下の真ん中に記載されております 3 ページでございますが、問 11、問 12、飛びますが真ん中、5 ページの問 20、これら 3 つの設問は、地域生活への移行に向けて、施設が行っている取組について、問 11 は施設、問 12 は御家族、そして、問 20 は施設が行っている取組をご本人に対しても、それぞれ聞く項目であるため、記載内容の統一を図っております。

また、真ん中の 4 ページの問 15 につきましては、どのようなサービスや支援が充実すれば地域生活へ移行が可能になるか、という設問の選択肢として、⑥に「グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援や、グループホーム退去後の地域生活の定着に向けた見守り等の支援の充実」、⑨に「日中活動の場の充実」を追加するなど、設問内容を増やしております。

さらに、真ん中 7 ページになりますが、問 26 の話でございます。問 26 を新たに設けまして、地域生活への移行を希望する方々だけではなく、施設での生活を希望する方も含めて、全ての方の意向を確認するため、「あなたが、安心して自分らしい暮らしを実現していくために、望むことは何ですか」という項目を追加しております。

次、8 ページは先ほど申しました新旧対照表でございます。これを飛ばしまして、13 ページをご覧ください。

この資料は記入者向けの注意事項などがございます。

資料の右側、「4 聞き取り時の配慮」では、下線部となりますが、ご本人の聞き取りについては、可能な限りご本人のサービス等利用計画を作成している相談支援専門員に、行っていただくようにしております。

また、聞き取りの際には、施設を退所して地域で生活している方の話を聞く機会や、ピア活動をされている方が同席するなど、ご本人が少しでも答えやすいようお願いしております。

なお、「5 のその他」ですが、今回の聞き取り調査で、ご本人が地域移行を希望された場合には、市町村と情報共有して地域移行に取り組んでいけるよう、次の 14 ページの伝達票をお送りいただくようにしております。

次の 15 ページにご本人とご家族向け、最後の 16 ページにご本人向けの簡易版を添付しております。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました令和 4 年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について、ご意見、ご質問があればお伺いしたいと思います。これまで審議会の中でもとても大事なデータを提出されている調査となっております。

またご覧いただきご意見等いただければと思いますがいかがでしょうか。

それでは古家委員にお願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。この調査内容を見ていると、質問数が非常に多いですね。実際の業務以外で回答をお願いする形かと思いますが、何パーセントくらい返ってくると良いと思っているのでしょうか。

もう一つ。

これは、次期障害福祉計画の資料にするとありますが、結構個人的な、個人が特定されてしまうと思われる質問があります。例えば、施設の名前、年代ではなく年齢だったり。

もちろん、移行を希望されている人にとっては良いかもしれませんが、そうではない人にとってみれば、どうでしょうか…。

もう少し個人が特定されないような形で調査ができれば良いかなと思いました。

永田会長

貴重な意見ありがとうございました。

一つは回収率ということがありますが、おそらく回答される方によって随分差が出てくるかと思います。大体どのぐらいの時間がかかるのかと予測されているのかということもあわせて、例年の回収率がおそらくあるかと思いますが、このぐらいの回収率を見込んでいるかどうかということと、もうひとつは個人情報に関わる部分、回答したくない方というか、移行を希望されない方の配慮をどのようにされているかというところについて、事務局の方よりご回答いただければと思います。

いかがでしょうか。

障害福祉課 櫻井担当課長

地域生活支援の担当課長をします櫻井と申します。

まず、前回の調査の際の回収率ですが、3,780 名の方、対象に調査をさせていただきまして、回収率は 100%となっております。この 100%というのは、もちろんかなり設問が多いものですから、設問によって

は未回答のものもごさいますし、本人が意思表示ができなくて、答えられない項目もごさいますので、答えられる範囲で答えていただいているところでもあります。

それと個人が特定できない形で調査ということにつきましては、回収方法等よくよく検討しまして、なるべくご懸念のないように調査の仕方を工夫することによってできたらと思っております。

永田会長

ありがとうございました。

古家委員のご指摘のように、年齢だったり、いつ入所したのかわかってくると、ほぼ誰が言ってるのかということがわかるような状況になってくるかと思えます。

誰にこの情報をお伝えしてどういうふうに回答の中身について、守秘が守れるのかということとは多分、回答される方をどう尊重するかということにも関わってくるかと思えますので、またそのあたりご検討いただければと思います。

どうぞ。

佐藤委員

地域生活移行に関するニーズ調査というのはとてもありがたいことだと思いますが、なかなかこの地域移行ができないっていう方の中には、やはり環境の変化に弱いことや、自傷行為だったり、物を壊したり、不潔行為をされたり、奇声をあげたりという、強度行動障害の方がたくさんいらっしゃると思います。もともと感覚過敏だったり、変化に弱かったりということで、小さい時からちゃんとした対応を受けられてない方も多くて、なかなかそういう方が地域に移行することは難しいのかなと思います。

県でも強度行動障害の研修もしていただいていますし、私たちの会でもそういった研修会をやっていて、たくさんの方の方が受けてくださってるんですけど、慢性的な人手不足で特にコロナが流行してから、せっかく研修を受けて、現場で実践したくても時間もなくて、特に他の職員と連携してなかなかやれないという意見が私達の元に寄せられています。

支援者の人が間違った対応をすると、落ち着いていた人も問題行動を起こすということがあって、施設での虐待や不幸な事故というの、後を絶たないという現実もあります。移行されたグループホームも職員が不足していて、アルバイトとかパートで繋いでいるという現実もあります。強度行動障害を持っている本人を支援するときは、正しい対応をしないと逆に問題行動が増えていくと思います。大変な仕事だとは思いますが、高い専門性を持った人を育成するために、それに見合った報酬などもう少し職員のモチベーションが上がるようお願いしたいと思います。

あと、設問ですが「この中から三つ選んでください」というのがいくつかあって、特に問15のところに「「～現実的には難しい」と回答された人にお尋ねします。どのようなサービスや支援が充実すれば可能になると思われますか」ということでずらっと書いてありますが、これは私が見る限りでもいっぱい丸つけたっていうのがあって、三つにおさえるというのは、特に発達障害の人とかはやっぱり優先順位がつけにくかったり、選ぶのが苦手、文字がわかって読めてもそういう方もいらっしゃいますので、どうして最大三つというところにされたのかなということをお聞きしたいと思います。

永田会長

ありがとうございました。

強度行動障害がある方は環境の変化にとっても弱いところがあって、地域移行のところはかなり専門的な支援が必要だということにもなってくるかと思えますし、そういったことにならないように、地域移行の前からの支援についての課題があるのではないかというご意見をいただいたように思います。

また、地域移行をするにあたって人材育成だったり、人員配置のために私たちの社会全体かもしれないのですが、専門性の確保ということも一つの大きな課題になるという提案だったかと思えます。

また、最大三つまでという設問がありますが、なぜ三つしか受けないのかというか、優先順位が高いものっていうことになってくるかと思えますがその辺りの工夫について、事務局の方で今検討されていることがありましたら、ご回答お願いいたします。

障害福祉課 櫻井担当課長

地域生活支援の担当課長の櫻井と申します。

まず最初に強度行動障害などの重度障害者の方の地域移行についてですが、ご意見いただいたとおり、強度行動障害の方々への支援というのが、本当に環境調整を含めて移行していくのは非常に難しいというところは、国の障害者部会でも指摘がされてるところでございまして、こういった環境調整と、あと人的な面も含めて、どうしたら地域に移行ができるかというのはこれから国で検討していくことになっております。

また、地域移行にあたりまして、重度障害者、いわゆる先ほど申し上げました強度行動障害の方をはじめとした重度障害者の方の地域移行に関しましては、例えばグループホームなどで、こういった形にすれば移行ができるのかということもあわせて検討がこれからされてきますので、そういったところを注視させていただきながら、慎重に地域移行を、強度行動障害の方の地域移行をやっていかないと本当に大変なことになると思っておりますので、そのような形で今考えております。

また、二つ目の質問でございまして最大三つというところは、優先度の高いものを聞く際、3年前の調査でもそういった聞き方をさせていただいておりまして、こういった調査になりますと、継続性もございまして、最大三つという形で整理をさせていただいているところであります。

永田会長

ありがとうございます。

江崎委員よろしく申し上げます。

江崎委員

今ですとね、問15の話に繋がりがあるとは思いますが、質問を受けた方がいろいろな制度を実際知ってるんだらうかと。役所の方はこういう制度とか知ってて障害サービスをやっていると思うんです。

例えば10番の自立訓練とかで、就労継続支援A型とかB型というのは、当事者の方は本当にどういう性格の制度や仕組・目的で支援活動してる制度があるかというのがわかるんだらうかということがあるとは思いますが。

結局わからないので、自分がわかりやすいものだけ丸を付けるということで、正確なデータが取れないのではないかなと思うんです。

表現の仕方で、例えば回答記号1から4です。

どのようなサービスが充実すればということで、日中サービス支援型グループホームが増えれば地域移行ができるんでしょうか。グループホームというのは入所施設だから、これが増えたら逆に難しくなるのか

など思うんですけど。

この関係もちょっとわかりにくいんですね。

だから、一番良くわかりやすいのは、7番の一般住宅への入居支援の充実、保証人の確保とかそういうものができていると地域移行できるというようなことだと当事者の方がよくわかるんですけど、そのサービスの要望がいろいろ書いてあると、それに関わったり体験した人はわかるんですけど関わっていない人だとどういう意味かわからないと。

だから、回答記号1から設問15の内容がわかりやすく、法律用語じゃなくて自分が例えば仕事がしたいんだけど、仕事ができるようなサービスがあると地域移行ができるんだけど、そういうものがないというような表現の方がアンケートとしては正確に取れるんじゃないか、答える方も答えやすいんじゃないかと私は思います。

法律用語を振りかざされても、我々障害者の団体ですけど正確に理解している方というのは、少ないと思うんですね。

以上です。

永田会長

ありがとうございました。

地域移行に関する状況のところは施設職員の方が対象となっており、この方が移行するときにどれが必要かという部分で、問18以降になるともう少しわかりやすい言葉にはなっているかと思えます。

ただ、施設の回答していただける職員が、ご指摘がありましたように十分理解できている状況の中で、選択できるかどうかというところについて、事務局の方から何かございますでしょうか。

障害福祉課 櫻井担当課長

ご質問としては、その設問がわかりやすくということでしょうか。

今座長におっしゃっていただいたとおり、施設職員が問16までは答えていただくところになりますので、ここは施設の方には、我々の方から丁寧に、例えば、日中サービス支援型のグループホームですと、これは24時間、常時、重度の障害者の方に対してグループホームでケアをしていくということで、厚生労働省の整理といたしましては、これは地域移行という分類に現在なっていますので、そういったところも含めて施設の方には丁寧に説明をして参りたいと思っております。

永田会長

はい、ありがとうございました。

こういう調査は、施設職員への啓蒙というところの意味も大変大きいかと思えますので、こういった調査を通して、ご理解いただくということに関しても取り組んでいただけるとありがたいかなと思います。

またご本人に関しては、ご意見がありましたようにできるだけわかりやすく、また答えやすいような配慮ということについても今後検討いただければと思っております。

他はいかがでしょうか。

榎本委員よろしくお願いたします。

榎本委員

愛知県社協心身障害ホーム部会部会長の榎本でございます。

私の方は令和元年度の推進部会のオブザーバーとして、議論してきた記憶を思い出します。そもそも愛知県は1期2期作ってた頃はどんどん地域移行進んでたわけですけども3期以降、なかなか地域移行が進まなくなった。そういった中で、国のノルマじゃないですけども、何千人、何百人移行させなさいなんて数字だけは伸びていきました。そのあと、ニーズを調査することによって、本当に何人の方が地域移行したいのかということ調査しようとなったわけですね。

私自身は障害者支援施設の施設長をやっております。その事業所の他の団体の部会の部会長という形で、こういう調査をするときに、オブザーバーと呼ばれたりします。

特に死亡退所が多かったんですね。1度も地域移行せずに、そのまま入所してお亡くなりになった方が多くいました、非常にそれは残念な話でした。

そもそも施設に、こういった地域移行に関する組織を作っていかなきゃいけないんじゃないのかということをおもっております。それに対する問いというのはあるのかなと。

障害者支援施設というのは、事業を展開してるものですから、年度当初その事業の中で組織化されたところに向かって動いているわけで、それも何もない中で地域移行だけやってくださいと言ったって、考える会議そのものもないということは良くないと思いました。だから、まずその組織を施設の中で地域移行推進部会みたいなものを作るといいなと思ったりしました。そういったことも何か問いになるといいなと思ったりしてました。

あと、具体的に10ページの間21のところを選択肢が四つに絞られました。日中のところは違うところに行ってみたいという選択肢がなくなったわけですね。これはなくなったのはなぜだろうということをしかり理解した上で消していただければいいんですけども、これはおそらく職住分離という考え方から、職業と暮らしの場は別のところなんだよねというところをしかりと分けたところで、日中は入所施設以外のところで、事業所へ通いたいっていう方がおられるかもしれないという意味合いで設定してると思うんですが、それが今いる施設で生活していきたいというだけになってしまうと、どこで本人が日中活動したいのかというニーズが拾えるのかなということをおもいました。

私のところの施設では、名東区で入所施設やってますが、天白区のB型の施設に5年近く通ってまして、地域移行をしていただけるんだろうなと思ってたんですけども、「グループホームに行きたくない、施設がいい」なんておっしゃるわけですね。だけどコロナになって、B型事業所に通えなくなってしまったんですね。

そしたら、「僕はやっぱりそこに通いたいからグループホームに行く」とおっしゃいまして、グループホームに移行された方もおられます。

5年かかったその期間の日中の部分の報酬は全部他の法人に入っていくわけですけど、それでも本人が日中はそこで働きたいと選んでいただいたということで意味があり、最終的には時間がかかっても、地域移行できたということはなかなかよかったかなと思います。

ただ、そこまでして地域移行を進める事業所というのは、他の法人も入ってもらって調整したり多くの支援が必要で、そこを評価していただけるよう国に働きかけているところです。

とにかく高齢重度化が進んでいく中、地域移行は非常に難しいと言われるんですけども、ただ現場では、意思決定支援をしていかなければいけないというところで、本人の意思をどうやってアセスメントして聞いているのか、というところを近くで寄り添いながら支援をしている職員の意見を聞きつつ、意思決定支援を踏まえた地域移行したいということに関して組織化を進めていくべきだということを僕は提案してる

ところです。問 21 の話を聞きたかったんですけども、ちょっと長くなりました。よろしくお願いいたします。

永田会長

はい、大事なお指摘をいただいたのではないかと思います。

地域移行をすすめるように思ったときに、こういう考える場であったりシステムを作っていくとかなかなか難しいところがあるという部分は確かにご指摘のとおりかなというふうに思って聞かせていただきました。

また、問 21 の件ですね、10 ページのところには違うところに行く頻度を統合したというふうに記載がありますけれども、生活の場と仕事の場ということはとても大事なことでもあると思います。

事務局の方からご説明の方よろしくお願いいたします。

障害福祉課 櫻井担当課長

地域生活支援の担当課長の櫻井です。

まず前段にご質問いただきました施設の中にそういった地域移行に関する部会を設けているかどうかといった設問に関しましては、一度持ち帰って検討させていただきたいと思います。このアンケートとは別の事業で、地域移行に関する検討会議を持っていますかということを知覚障害者福祉協会さんに委託した事業の中で確認したようなケースがあるのですが、確かにここで聞いた方がいいというようなご意見もごもつともですので、ちょっと部会長ともよくよく相談して検討させていただきたいと思います。

それと問 21 に関しましても、あわせて再度検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

永田会長

はい。検討の方よろしくお願いいたします。

意思決定支援というのは今ここ数年、とても大事なことだということでアドボケイトに関する施策が幾つか出てきているところかと思えます。

障害の重い方に関しても、意思決定支援をどうサポートしていくのかということは、とても求められることになってくるかと思えます。検討の方よろしくお願いいたします。

その他、皆さん、よろしかったでしょうか。

古家委員、よろしくお願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

この調査に関してはちょっと話がずれちゃうかもしれないんですけども、施設から地域へということは出口ということなので、逆に入口の方はどうなのかなと。ここ数年何かの入口に対して変化があったでしょうか。

永田会長

事務局の方、回答の方よろしくお願いいたします。

障害福祉課 櫻井担当課長

地域生活支援の担当課長の櫻井です。

入口のところということのご質問でよかったですか。

入所者に関しましては、先ほど委員の方からもお話があったように愛知県は比較的地域移行がんばってやってきたんですけども、どんどん地域移行は進めていくという方向性になっておりまして、年度末現在の入所者自体は毎年減ってる状況でございます。

先ほどもお話ありましたとおり、死亡退所の方というのは、ちょっと今、人数は持ってないのですが、かなりたくさんいまして、亡くなられて、その後、実際そこに入りたいと希望される方は見えますので、ある一定人数が入ってくるんですが、ただプラスマイナスでいくと、毎年確実に入所者数の総数は減っているという傾向でございます。以上です。

永田会長

古家委員、よろしいでしょうか。

徐々に地域の中で生活できるようになってきているという状況もあるのかというふうに思いますが、その辺りまた状況をきちんと伺いながら検討していただければと思います。

その他もう1人ぐらいいかがでしょうか。

ではよろしく願いいたします。

加藤（歩）委員

よろしく願いいたします。

愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会の加藤と申します。

うちの会とかでもやっぱり最近重度重複の方がとても多くて、その方たちもグループホームに入っていられる方とかもいらっしゃるんですが、入所を希望されてる方もいらっしゃるという形なんですけど、この聞き取り調査について、聞き取りが不可の場合はこの人は不可です、で終わりになるんでしょうか。

永田会長

調査の方法についてですね、ご自身が言葉だったりいろんな形で意見を表明できない場合の回答方法についての確認だったかと思います。

どうでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ 石野課長補佐

愛知県障害福祉課の石野と申します。

できる限りご協力いただきたいということで、施設の方、なおかつ相談支援専門員の方は、常にその方に寄り添って、計画相談支援等をやられてる方たちですから、そういうふうに答えていただけるようお願いしたいと思っております。

どうしても体調等の状況によって、活動できない場合もありますので、あくまでもご本人の意思できちんと回答してもらおうということが大切でありますので、強制的な意味合いで私たちは思っておりません。ただ皆さんのお力添えが大切だと思っておりますので、ご協力いただきたいと思っております。

以上です。

永田会長

施設の職員が回答する部分もありますが、ご家族ご本人にお聞きしたり確認したりする時に、今言っていたことを施設の職員にも十分ご理解していただいて、きっとしゃべれないし、答えられないだろうと思って、最初から聞かないではなくて、過去そういったことをこちら側が何とか酌み取りたいと思っているという姿勢で、対応していただくことが大変重要なことになってくるかなと思いますので、その辺りも含めて、調査を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

よろしかったでしょうか。

では、まだ報告事項等もありますので、次の方に移らせていただきたいと思いますが、大変重要な評価の内容でもあるかと思しますので、またお気づきの点やご意見がありましたら、事務局の方までよろしくお願いいたします。

では次に移らせていただきたいと思います。

15 その他 重症心身障害児者施設の整備について

永田会長

では次にその他の方に移らせていただきたいと思います。

その他、1 重度心身障害児者施設の整備について、事務局の方から説明をお願いいたします。

障害福祉課 医療療育支援室 重症心身障害児者支援グループ 木村室長補佐

障害福祉課、医療療育支援室の木村と申します。

私から報告させていただきます。着座にて失礼します。

資料3をご覧ください。

これまで、重症心身障害児者施設のなかった知多半島圏域において、今月、12月1日に、社会福祉法人大同宏緑会さんによって、県有地を活用した「重心施設にじいろのいえ」が開所いたしました。

重症心身障害児者やそのご家族の方々には、重心施設の整備によって、入所だけではなく、在宅で生活されている方々の外来診療や短期入所といった支援も受けられるようになり、安心して地域で生活いただける環境が整備されるものでございます。

また、この施設内には、県内7番目の医療的ケア児支援センターを設置いたしました。

これまでの県内の重心施設の状況を申し上げますと、2014年4月における設置状況は、4施設・390床でありまして、それも国立及び県立のみでありました。

そこで、障害児者の福祉の増進を図ることを目的として、この資料の※印のところで記載しております、障害者福祉減税基金を設置しました。これにより、民間法人による重心施設の設置促進を図ったところであります。

この2014年の基金設置から本年までの8年間に基金を活用し、一宮市に「一宮医療療育センター」、豊

川市に「信愛医療療育センター」、先ほど紹介した東海市の「重心施設にじいろのいえ」の民間による3施設・248床の増設の整備を進めてまいりました。

また、この基金事業以外にも、県立施設として岡崎市に「三河青い鳥医療療育センター」を、名古屋市さんが開設したティンクルなごや、この施設も全部含めると、県内全体で9施設・758床と、2014年度と比べて、約2倍の病床数となりました。

資料の右半分の参考2をご覧ください。配置図になっております。

ちょっと見にくいかもしれませんが、これらの整備によりまして、尾張、知多、西三河、東三河にそれぞれ施設が設置されまして、全県的な支援の体制が整うこととなりました。

今後も重心児者や医療的ケア児の支援に関しまして、全ての関係者が積極的に取り組まれ、専門性の高い支援がさらに提供されるよう、県としてもバックアップしてまいります。

簡単でございますが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

重症心身障害児施設、にじいろのいえが開設されたことのご報告がありました。

できるだけ家族と生活できる、地域の近くにこういったサポートをしていただける、また利用できる施設ができるということは大変重要なことかと思えます。

基金の創設からかなり病床数も増えたということで今後活用が待たれるところだと思えますが、皆様方の方からご意見ご質問等あればお願いできればと思っております。

いかがでしょうか。

では加藤委員お願いいたします。

加藤（歩）委員

すいません、それぞれの施設に対しての支援センターの予算というのはどのように決定されているのでしょうか。例えばその地域に向けて何件研修会をやりましたとか、相談件数を何件受けましたとかそういうのが、この決定額になるのでしょうか。

永田会長

こちらについての予算の立て方ということになってくるかと思えます。

いかがでしょうか。

障害福祉課 医療療育支援室 重症心身障害児者支援グループ 木村室長補佐

ご質問ありがとうございます。

医療療育支援室 木村から報告します。

いただいたお話ですと、医療的ケア児支援センターの委託のお話ということで理解しておりますがよろ

しいでしょうか。

今の各施設における委託の積算のやり方なんですけれども、基本的には各施設に常勤職員 1 名相当の人員費と、これに加えて、各圏域における訪問研修であったり、市町村や関係する事業者を集めた関係者連絡会議、こういった外部費用を盛り込んだ部分を委託料として積算して、各施設の方をお願いをしているという状況でございます。

以上です。

永田会長

よろしかったでしょうか。

なかなか見えにくいところかと思えますので。

はい。よろしく申し上げます。

加藤（勝）委員

愛知県身体障害者福祉団体連合会の加藤と申します。

よろしく申し上げます。

今整備についてのお話ございました。圏域の中でやはり固まってるような感じがするんですが、愛知県の圏域の計画は多分あると思うんですけど、病床数も含めてですね、将来的に病床の枠というのがあるんでしょうか。それから今後の計画があれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

永田会長

はい。

ありがとうございました。

現状のご報告でしたけれども、今後どういうふうな形での整備の方向となっていくのか、計画等がありましたら、回答いただければと思います。いかがでしょうか。

障害福祉課 医療療育支援室 重症心身障害児者支援グループ 木村室長補佐

医療療育支援室 木村から回答させていただきます。

まず 1 点目病床数の点についてなんですけれども、こちらについては一般の病院、あと精神病床でありますとか、そういったものとは違う形で、重心病棟の方がカウントされるということで、具体的な計画がこの先あるという形には今のところなっておりません。

実はこの施設整備に関しまして、先ほど紹介しました障害者福祉減税基金が一旦これでほぼ全額使い切るといような、今のところの見込みになっております。

ただし、10 月に知事の方から、この件の発表をさせていただいたおりに、民間法人からですね、また改めて、こういった施設に意欲的な法人さん等があれば、また検討していくというふうなお話をいただいておりますので、その際にまた改めて検討させていただくようなことがあり得るかなと考えております。

以上です。

永田会長

はい、ありがとうございました。
他いかがでしょうか。ではよろしく願いいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会、高橋です。

先ほどまでの議題では、施設から地域へという話の後に、入所施設の話が出るということにちょっと違和感を感じております。

今はケアができない方だとか、保護者の方のレスパイトといった意味だと、短期入所とかそういった意味で、こういう施設があるのは、非常にいいことですし、圏域もちょっと広がっていくといいなと思いますが、先ほどニーズ調査もこういった方にするというところで、どちらを重視していくのかというところは、もうちょっと方向性をお聞かせいただけたらと思います。

お願いいたします。

永田会長

地域移行ということが進んでいる中でまた施設を建てるということについて、また役割や機能ということが変化してきている部分あるかと思いますが、そのあたりについて、事務局の方からご回答いただけますでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ 石野課長補佐

愛知県障害福祉課の石野と申します。

説明しましたニーズ調査については、今回障害者の方を対象としており、重心の方は対象にはしておりません。

永田会長

重心の方はニーズ調査に対応していないということですが、地域支援の方向に関しては、おそらく高橋委員のご指摘は同じ地域支援ということを考えていく形なのか、重心の方に関しては施設ということが中心になるのかということの方向性のご質問だったかと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 医療療育支援室 小河室長

医療療育支援室の室長をしております小河でございます。

よろしく願いいたします。

重心の方々の整備は、現在愛知県としてはここまで、どちらかと言いますと積極的に進めてきたというところがあります。これは全国の中でも、やっぱり人口比率からして、かなり少なかった、ある場所も偏っていたというような状況があります。

今回東海市にできました、にじいろのいえの施設のあり方としてもですね、地域の中で在宅で生活してみえる障害者の方々を支援するための核になる施設という位置付けで、例えば特に生まれてすぐ重い障害があるような方々が、家庭へ戻るために、今後在宅で生活をしていくための中間的な施設というような役割も持って、その後そういった外来での診療、それから在宅のサービス、時にはショートステイを使いながら生活をしていただく。そのような施設を比較的、愛知県の中でもそれぞれ住んでみえる方々が近くにあるよ

うな状態で、障害者全体の生活を進め、支えていくような施設というような位置付けで、重心等の方々の生活を支えていくという方向で進めていたというところでございますので、どちらかと言いますと入所で長期で入ってみえる方もありますがそういう方々だけではなくて、子どもさん等も在宅へ繋がっていくための施設というような位置付けの部分も県としては、重心施設としての役割として今後担っていきたいと考えています。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございます。

機能はずいぶん多様化してきていて、中間的な施設、支援を行う基幹的なものとしての役割もこれからどんどん期待されていくところなのではないかなと思っております。とても貴重なご意見だったかと思いません。ありがとうございました。

その他、よろしかったでしょうか。加藤委員、ではよろしくお願いいたします。

加藤（歩）委員

うちの息子の感じで言うと重心の子どもで、自分からの発語もなく、理解することもできるかどうかはわからない、視力もほぼないという状況の子どもに関して、しかも胃ろうをつけているということを見ると、具体的に現実的に入所施設をこの先考えるということになります。愛知県の方が先ほど言ったように、地域移行という形でグループホームなのか、個別で生活をするのかわかりませんが、夜間のケアもとても必要な子どもたち、大人も含めてですけれどもそういう方たちが地域で今後生活していけるのであれば、地域での生活っていうのも考えてみたいなというふうに思いますけど、今現在やはり、ただ車椅子っていうだけでも生活が難しいグループホームとかっていう状況を見ていると、とてもそんなところに入れることは、夢のまた夢というか、考えも及ばないとかそういう将来があるんだろうかっていうふうに思っていて、その上で考えた場合、入所施設はまだ全然足りない。うちの子も待機の状態になっています。

先ほど加藤委員からもご質問があったように、地域、場所にすごく偏りを感じていまして、西三河は三河青い鳥医療療育センターが引き受けていますが、豊田市も刈谷市もかなりの人数がいて、実際に豊田にも支援学校があり、岡崎にも支援学校がありという状況で、これはこれでいいのだろうかとはとても不安に思っておりまして、前に岡崎のケア部会でもお話をしたときに、三河青い鳥医療療育センターの方も、今まで圏域が豊田というところと連携したことがないので今後頑張って連携していきますというお話でその後ちょっとどうなってるかわからないんですが、このままで入所おしまいとか言われたらめちゃくちゃ不安な私がここにいます。

これで本当に十分だというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

障害福祉課 医療療育支援室 小河室長

医療療育支援室長の小河でございます。

先ほど減税基金としてのお金というのは、一旦今回で使い切るんですけども、別にそれで整備を打ち止めにするというようなこちら側の考えというわけではございません。今回にじいろのいえは、ある程度西三河の西の方までのエリアというような考え方ではある部分ありますが、おっしゃられましたとおり西三河の北部、そちらの方は施設がないという状況もございますので、今後そういった地域のニーズ等を把握しながら、今後の整備等はまた検討等を続けていこうと考えております。

以上でございます。

永田会長

はい。ありがとうございます。

社会の状況だったりいろんな状況によって、ニーズが変わってくる部分もあるかと思っておりますので、そのニーズに合わせながら、それぞれの家族とまた子どもを含めてご本人たちが比較的地域に近いところでどういうふうに住生活できるようなことを支援していくのかということが、今後も大事な課題として残っていくのではないかと考えておりますので、引き続き検討の方をよろしく願いいたします。

またおそらく整備に関してはまた基金だとか、予算をどうつけていくのかということの課題があるかと思いますが、ちょっとその辺り工夫して検討いただくとありがたいかなと考えております。

では佐藤委員よろしく願いいたします。

佐藤委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の佐藤です。

申し訳ありません。時間のないところなんですけれども、一つどうしても気になって。私たちの会員の自閉症の方で家で暴れて、包丁を持ち出したり、物を壊したりだとか、1人の子は中学生だったので兎相を呼んで、それから精神病院に入院となりましたが、1人の方はもう成人だったので、警察、留置場に何週間か入れられたんですけど、結局行き場がなくて家に戻ってきてしまいました。そういう方って親では、もうどうしていいかわからないという相談を受けるのですが、そういったケースは、県ではどのようにされてるのかなと思って、お聞きしたいと思っております。

永田会長

はい。

強度行動障害含めて家族で支えていって、なかなか家族だけでは難しい方に関して、どういう支援の体制があるかどうかということのご確認だったかと思っております。

このあたり事務局の方から回答できますでしょうか。

障害福祉課 櫻井担当課長

地域生活支援の担当課長の櫻井です。

そういった具体的な事例になりますと現実には市町村におきまして、相談にそれぞれのついているところで、県の方として今行っている施策としましては、地域生活支援拠点というものを各市町村においてしっかり整備してくださいということで、緊急時に短期入所ができるような施設を整備することによって、親御さんたちがどうしてもみれないということが、いろんなケースでございますので、そういった時に対応できるように、地域生活支援拠点の中でやっていくような方向でやってるところですが、現実、今委員からお話

あったように、なかなかそういった方が実際、入所や短期入所できるかという、現実には難しい問題がございます。まずは各市町村と、圏域の県が委託してます地域アドバイザーがいますので、そういった地域アドバイザーと市町村とで話し合いを進めていきまして、実際かなり障害の重い方がどういった形をとると、短期的に入所できるかとなりますと、やはり普段からその子を見てる事業所でない現実的にはケアができないということで、今通ってるところで何とかということが、現実的な対応となっているところであります。

永田会長

はい。ありがとうございます。

まだそのあたり十分整備できてないところもおそらくあるかと思いますが、現実的にはそういった問題も起こってくるときにどういった体制を作っておくことが考えられるのかということについては引き続き事案を積み上げながらご検討いただければと思います。

柏倉委員、よろしく願いいたします。

柏倉委員

時間はないと思うんですけど、とても興味深く議論を伺っていました。

地域移行を進めるという話がいろんなところであると、脱施設か、これ以上施設を作るな、という声と重心の子を持っているお母さんからするとどうしたらいいのと、多分いつもこういう議論なっちゃうんですけど、アメリカなんか自立生活どんどん進んでいってね。素晴らしいって皆さん見本にされてやってるんだけど、先月私もアメリカ調査行ってきたんだけど、あれができるのは地域に社会資源がすごくあるんですよ。公的にそういう費用を潤沢に使われるので、様々なサポートを1人で住んでも、医療的ケアも福祉も全部やってくれるのでできるという。そういう前提の話を持ってきたとしても今できないんですよ。

今本当に重い障害をもって、医療も本当にいろんな問題を抱えて困ってるお母さんたちっていうのは、まずやっぱり段階的にこういった施設を造ってそこでの支援をしながら、たださっき県の人がおっしゃったように、今、方向としては自立生活向かっているんで、中間的な意味づけでも、国は厚労省とかで進めているところなんで、そこはぜひご理解していただかないと、障害種別によって何かこう利害関係で生まれるような議論になってしまうのは、とても寂しい気がするんで、いろんな方が幸せに暮らせるような県の施策っていうのを進める必要があるのかなっていうことが聞いて思いました。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございました。

もっともっと社会的資源が整備されるということがまず大前提ということになってくるかなと思いますので、それはやっぱり具体的な支援を積み重ねながらどういったことが必要かということを押さえながらということになってくるかと思うので、ぜひ今後も検討を続けていただければと思っております。

最後に鈴木委員よろしく願いします。

鈴木委員

名古屋市総合リハビリテーションセンターの鈴木でございます。

お時間がない中にさらに時間がないことをしてしまって大変申し訳なく思っております。自立支援協議

会の立場からも少しお話をと思っております、先ほどの地域移行のニーズ調査ですけれども、やはり、これまで自立支援協議会の地域移行支援部会の方で、これまでさまざまな取り組みをしっかりと実施してきてくださっていますので、こういったアンケート調査のところにも、これまでもご報告がありますけれども、参考資料としてこんなことを取り組んできていて今こんな状況なんだっていうことを見ながらこのアンケートを見ていただくと、もう少しいろいろと整理しやすくなるかなっていうのが一つです。

それから、このアンケートは定期的実施がされますけれども、本来でしたらば、施設の職員さんたちが日頃の支援の中でご本人さんのニーズを伺ってくださっていたり、いろんな体験を含めて地域移行とか、在宅というところにどういうふうに興味関心を持ってもらうかっていうところが重要なわけです、そういった取り組みをしっかりと本来だったら実施がされていなければいけないですし、ご利用者さんたちもやはりそういった環境とか支援の変化によって、意思や意見も変わってきます。最近ですと本当にコロナの関係で、なかなか面会ができなかったりとか、いろんな人と出会いなくなってるので、それがきっかけで地域に移行したみたいな話もさっきの話に出てきてしまうということもあつたりしますので、そんなところも含めどのような支援がなされているかの施設としての振り返りも重要だと思っています。

アンケート自身は、やっぱりもう 1 回こういった調査をしていく中で、職員側も取り組み状況を確認をするということと、それから利用者さんのニーズをしっかりともう 1 回捉え直すという、これまでの施設の取り組みのまとめをしていただくきっかけにはなるかと思っています。

その上での中身に関して言えば、先ほどご意見が出ていた、調査の仕方とか意思決定のためのご本人さんの意見をどういうふうに聞いているのかという部分に関して、このアンケートの項目の中に、できれば一番最後に自由記述で、このアンケートの実施方法についてもお気づきのことは何かありますかみたいなものを、施設職員さんにも利用者さんにも書いていただくようなことがあれば、現場からの意見やニーズとしても、それは次のアンケートの中に生かせるんじゃないかなというふうに思ったので、意見としてちょっと述べさせていただきます。

以上です。

永田会長

いくつか大事なご意見いただいたかと思えますし、工夫できる部分もあるかと思えます。

今言われたように実態だとか、どう変化していったの今なのかということがわからないと十分議論できない部分があるかと思えますので、今後少し工夫をしていただいて、より議論が深まるような対応していただければと思います。

まだまだ多分おそらくご意見尽きないところかと思えますけれども、お時間となって参りましたので本日の会議はここまでとさせていただきます。

事務局におきましては今日出ましたご意見やご質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただけようお願いいたします。また途中に、ご意見、ちょうど今から盛り上がってきたところかなというところで、今日終了となってしまいましたので、またご意見ありましたら事務局の方まで改めてお寄せいただければ幸いです。

それでは事務局よろしく願いいたします。

16 閉会

障害福祉課 横井課長

本日はお忙しい中長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきました様々な貴重なご意見、ご提言につきましては、しっかり事務局として検討を行いまして、今後の施策に反映させて参りたいと考えております。

なお今年度、最後の3回目の施策審議会につきましては、年明けの3月に開催する予定としておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

以上で、2022年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 _____ 印 _____

署名人 _____ 印 _____